

枕崎署事案に係る捜査の時系列

県警資料提供（太文字は上山加筆）



本田前部長が隠蔽と告発した事案の一つである枕崎署巡查部長の盜撮事案について県警は、『令和5年12月19日、枕崎署から警察官の犯罪の疑い事案が県警主席監察官に報告があつた。本部長は「警察職員が犯人とは断定できない」と判断し

て、引き続き枕崎署で捜査を尽くすとともに教養（研修）を実施するよう指示した。（枕崎署には捜査中止と間違つて伝わり2日間捜査が中断）その後、3月19日容疑者が浮上し報告書を作成。人事異動発令や署員不祥事が続き逮捕は5月13日になつた』と説明がありました。

時系列をみて推測するに、ハンターへの家宅捜索

が4月8日、そこで発見した本田前部長の内部告発文書に慌てた県警は、放置していた枕崎署員による盗撮事件の解決を急ぎ、経緯をねつ造したのではないかとの疑いが生じています。

「防犯カメラに署の捜査車両らしき車が写っていたが署員が犯人という証拠に乏しかった」との口頭での説明も理解しがたいが、3月18日に容疑者が浮上し報

告書を作成しながら5月13日逮捕とは不可解です。霧島署でのストーカー事件では、証拠である防犯カメラも一部の静止画を残して消去したことも明らかになりました。被害者の女性に対する謝罪も、「当事者間で行うもの」として県警としての謝罪を本部長は拒否しました。県警トップとして無責任です。

代表質問 県警の不祥事問題
の多発は2018年にも問題になり、国家公安委員会が「警察行政の透明性を確保し、県民の信頼回復のために、情報秘匿の体質を改め、情報公開に真剣に取り組むべき」とする緊急提言が出されました。その後、県警全体の隠蔽

疑惑でござる

報を提供する見返りに様々な話が入りやすくすることを高めたかった」というのが公の調査結果である。

本部長は、隠蔽を指示した
事実はないと全面否定し、
「私が最後のチャンスをや
ろう、泳がせようと指示し
た事実はない。刑事部長の
静観しろの指示も虚偽であ
る。本田前部長は、公表を
望んでいないストーカー事
件の被害者の個人名等的情
報や公表されていない前刑
事部長の氏名・住所・電話

番号を北海道のマスメデアに漏えいしたことから捕、起訴した」と公益情ではないと断定しました。はもんないにつづく肺めてしまひえ、実名で公表することもできません。○今回の枕崎署の盗撮事件に関する本部私を含めてごく少数の人間であった。○書類を送った記者の方が前刑事部長やしてくれれば・・・私としては、枕崎ってもらえばそれで十分でした。

○今回、一般市民の個人情報が記載され
ては、配慮が欠けており本当に申し
現物を送らなくては記者も信用しない
っていました。

○警察職員による超過勤務詐取事案につ
きは絶対であり使命です。それが弾圧されれば内部告発
者の人権は守れません。米司法省規則では、テロや誘
拐など人命、人体への差し迫った危険性を避ける目的
を除き、報道機関の取材資料の押収目的での強制捜査
は原則禁止としています。

県警全体の隠蔽疑惑 払拭できず

相次ぐ鹿児島県警の不祥事問題について、6月11日の総務警察委員会（常任委員会）、さらに7月19日、8月6日の閉会中審査も行わられ、県警の調査報告等について長時間にわたる質疑が行われました。しかし、県警本部長の隠蔽疑惑についての松井試には至らず、一連の不祥事事案に対する再発防止策についても、情報漏えいの動機についての分析が十分に成されていない中で、警察職員の自覚や倫理観向上などが主張となつており再発防止の実効性に乏しいと言わざるを得ません。今後、県議会での地方自治法百条に基づく特別委員会設置に向けて取り組んで行くことになります。

則が自己保身のために誤導的な発表
裏付けのない一方的な報道となる
ただきますようお願いします。

ながら、野川本部長に対して、直接
本部長に対し、進言をして聞いて

した。自分の家族や将来のことも考
えよう。

警察内部の事情に詳しい人に取材を
署の盗撮事件が隠蔽されたことを知

書類を送付してしまったことにつ
けないと思っています。捜査資料の
ごろうし取材もできないだとうと思

いても、内々の処分で終わっている
と思い送りました。他の部長人事に
よっていた事柄でしたので書き足し